

ユニバーサル社会推進会議(第5回)

議事次第

- 1 日時 令和4年10月13日(木)(持ち回り開催)

- 2 議題
 - (1) ユニバーサル社会推進会議構成員の一部改正について
 - (2) ユニバーサル社会推進会議幹事会構成員の一部改正について
 - (3) ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況について

配布資料

- 資料1 「ユニバーサル社会推進会議の開催について」の一部を改正する決定(案)

- 資料2 「「ユニバーサル社会推進会議幹事会」構成員」の一部を改正する決定(案)

- 資料3 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況(令和3年度)(案)

- 参考資料 ユニバーサル社会推進会議の開催について

「ユニバーサル社会推進会議の開催について」の一部を改正する決定（案）

令和 4 年 月 日

関係省庁申合せ

ユニバーサル社会推進会議の開催について（平成 31 年 1 月 25 日関係省庁申合せ）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">ユニバーサル社会推進会議構成員</p> <p><u>共生社会政策を担当する内閣府副大臣（議長）</u></p> <p>防災を担当する内閣府大臣政務官</p> <p><u>消費者及び食品安全を担当する内閣府大臣政務官</u></p> <p>復興大臣政務官</p> <p>総務大臣政務官</p> <p>法務大臣政務官</p> <p>外務大臣政務官</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">ユニバーサル社会推進会議構成員</p> <p><u>共生社会政策、消費者及び食品安全を担当する内閣府副大臣（議長）</u></p> <p><u>オリンピック・パラリンピックを担当する内閣府大臣政務官</u></p> <p>防災を担当する内閣府大臣政務官</p> <p>復興大臣政務官</p> <p>総務大臣政務官</p> <p>法務大臣政務官</p> <p>外務大臣政務官</p>

文部科学大臣政務官
厚生労働大臣政務官
農林水産大臣政務官
経済産業大臣政務官
国土交通大臣政務官
環境大臣政務官
警察庁長官官房長

文部科学大臣政務官
厚生労働大臣政務官
農林水産大臣政務官
経済産業大臣政務官
国土交通大臣政務官
環境大臣政務官
警察庁長官官房長

附 則

この決定は、令和4年 月 日から施行する。

「ユニバーサル社会推進会議幹事会」構成員の一部を改正する決定（案）

令和 4 年 月 日

ユニバーサル社会推進会議決定

「ユニバーサル社会推進会議幹事会」構成員（平成 31 年 1 月 25 日ユニバーサル社会推進会議決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(議長)内閣府大臣官房審議官 (構成員)</p> <p>内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(総合調整・高齢社会対策担当)</p> <p>内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(障害者施策担当)</p> <p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)</p> <p>警察庁長官官房企画課長</p> <p>消費者庁消費者政策課長</p> <p>復興庁統括官付参事官</p> <p>総務省大臣官房企画課長</p>	<p>(議長)内閣府大臣官房審議官 (構成員)<u>内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局参事官</u></p> <p>内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(総合調整・高齢社会対策担当)</p> <p>内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(障害者施策担当)</p> <p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)</p> <p>警察庁長官官房企画課長</p> <p>消費者庁消費者政策課長</p> <p>復興庁統括官付参事官</p> <p>総務省大臣官房企画課長</p>

法務省人権擁護局人権啓発課長
外務省総合外交政策局人権人道課長
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長
経済産業省経済産業政策局経済社会政策室長
国土交通省総合政策局バリアフリー政策課長
環境省自然環境局自然環境整備課長

法務省人権擁護局人権啓発課長
外務省総合外交政策局人権人道課長
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長
経済産業省経済産業政策局経済社会政策室長
国土交通省総合政策局バリアフリー政策課長
環境省自然環境局自然環境整備課長

附 則

この決定は、令和4年 月 日から施行する。

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況(令和3年度)(案)

1 障害者・高齢者等に対する社会的障壁の除去(法第2条3号イ)

(1)ユニバーサル社会に関する教育・学習の振興、広報活動の充実(法第10条)

施策番号	施策名 (法律、計画、事業等の名称)	施策の概要	令和3年度の実施状況	備考	担当省庁
1-(1)-1	バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策の推進	ハード・ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインの優れた取組に対して表彰を行い、施設の整備や製品の開発などの活動を広く普及させる。また、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査を実施する。	内閣総理大臣表彰及び内閣府特命担当大臣表彰合計7件を決定し、12月に表彰式を実施した。さらに、表彰内容を事例集として取りまとめ、国民一般等に情報提供した。また、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査を実施し、その結果を内閣府ホームページに掲載した。	https://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/bf-index.html	内閣府
1-(1)-2	障害及び障害者に関する啓発・広報活動の推進(障害者週間関係事業)	障害者基本法第9条に規定する「障害者週間(12月3～9日)」の取組の一環として、①広く国民に対して障害及び障害者に対する理解を促進させるため、全国から障害のある人となない人との心の触れ合いをつつた「作文」、及び障害者に対する国民の理解の促進等に資する「ポスター」を募集し、障害者週間の時期に合わせて入賞者に対する表彰を行う。②障害者関係団体等と連携し、障害又は障害者をテーマとする、障害者週間の趣旨にふさわしいセミナー等を国民向けに開催する。	①「障害者週間」期間中に表彰式を実施し、入賞作品については、「入賞作品集」として冊子に収めたほか、「障害者週間」の広報用ポスターとして採用し、それらの全国への配布などにより「障害者週間」等における全国的な広報に活用した。さらに、都道府県等から推薦を受けた作品を展示する作品展を開催した。 ②セミナー動画を「障害者週間」を含む約1か月間に渡ってオンライン配信するオンラインセミナーや、障害の特性を知っていただくための疑似体験等のワークショップを開催し、障害及び障害者に対する理解促進を図った。	https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/index-kk.html	内閣府
1-(1)-3	バリアフリー教室の開催	バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め協力を求める「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害者等の介助体験や疑似体験を行う「バリアフリー教室」を開催する。	全国の地方運輸局等において、コロナ禍に適應したオンライン開催等を含め、バリアフリー教室を計128件開催した。	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000014.html	国土交通省
1-(1)-4	高齢者・障害者に対する差別解消のための人権啓発活動	法務省の人権擁護機関において、「高齢者の人権を守ろう」及び「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を啓発活動の強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施している。	高齢者、障害のある人の人権に関する啓発冊子を全国の法務局で配布するとともに、啓発動画の貸出しやYouTube法務省チャンネルでの配信のほか、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会と連携した人権教室を実施した。		法務省
1-(1)-5	学校における交流及び共同学習の推進(心のバリアフリーの実現)	幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等において、交流及び共同学習の機会を設ける旨が規定されているとともに、教育委員会が主体となり、学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っている。	各種会議において、「交流及び共同学習ガイド(平成30年作成)」や「交流及び共同学習オンラインフォーラム(令和2年度開催)」での各自治体の取組実践について周知を図るとともに、「障害のある子供の教育支援の手引」を改訂し、交流及び共同学習に関する記載の充実や、障害理解の促進を図った。	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1413898.htm https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1413898_00001.htm https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm	文部科学省
1-(1)-6	初等中等教育機関における多様な学習機会の確保	児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、学習指導要領に基づき、小・中・高等学校において、ボランティア等社会奉仕に関わる活動や高齢者との交流等を含む体験活動の充実を図っている。	平成29年及び30年に改訂した小・中・高等学校学習指導要領においては、特別活動において引き続き、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすることとともに、総則においては高齢者を含む地域における世代を超えた交流の機会を設けることとしており、当該学習指導要領の趣旨の周知・徹底など、円滑な実施に向けた取組を行った。	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm	文部科学省
1-(1)-7	交通分野における接遇レベルの引上げ	交通事業者による接遇研修を充実し、高齢者や障害者等に対する一定水準の接遇を確保するため、ガイドラインを作成し、その普及を図る。	新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、コロナ禍においても高齢者・障害者等が安心・安全に外出できる新たな接遇のあり方を示すことを目的に、令和3年7月に「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン(追補版)」を作成・公表した。	http://www.mlit.go.jp/report/pre/ss/sogo09_hh_000178.html	国土交通省
1-(1)-8	障害の特性の理解の推進	警察職員に対し、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解の推進を図る。	警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行った。		警察庁

(2) その他障害者、高齢者等に対する社会的障壁の除去に関する施策

施策番号	施策名 (法律、計画、事業等の名称)	施策の概要	令和3年度の実施状況	備考	担当省庁
1-(2)-1	障害者基本法	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者施策の基本原則、国・地方公共団体等の責務、障害者施策の基本となる事項等を規定している。	基本法の規定に基づき、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書(障害者白書)を作成し、国会に報告。また、各担当省庁において、障害者基本計画に基づく各般の施策をそれぞれ着実に実施した。	https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html	内閣府
1-(2)-2	障害者基本計画(第4次)	基本法に基づき、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画として、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するなどの基本理念等を規定している。	各担当省庁において、障害者基本計画に基づく各般の施策をそれぞれ着実に実施するとともに、障害者政策委員会においてその実施状況を監視した。また、障害者政策委員会において、次期障害者基本計画策定に向けた議論を行っている。	https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihonkeikaku30.pdf	内閣府
1-(2)-3	障害者政策委員会の運営	障害者基本法に基づき設置された障害者政策委員会において、障害者基本計画の実施状況の監視等を実施する。	障害者政策委員会を開催し、第4次障害者基本計画の実施状況を監視した。また、次期障害者基本計画の策定や基本方針改定に向けた議論を行っている。	https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_jinkai/index.html	内閣府
1-(2)-4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者差別の解消の推進に関する基本的な事項、基本方針の策定、行政機関等及び事業者における障害者差別の解消のための措置等を規定している。	令和3年6月に公布された改正障害者差別解消法の施行に向け、政府全体の方針となる基本方針の改定に係る議論を障害者政策委員会において行っている。また、障害者差別の解消に向けた啓発活動として、令和3年度には、合理的配慮や障害の種別の特性、取組事例などを分かりやすく紹介する「障害者の差別解消に向けた理解促進のためのポータルサイト」を設置した。	https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/law_h25-65.pdf	内閣府
1-(2)-5	障害者差別解消支援地域協議会体制整備	地域における障害を理由とする差別の解消を推進するため、地方公共団体における地域協議会(※)の設置の促進に向けた取組を実施する。 (※)地域における障害者差別の解消に向けた取組を円滑かつ効果的に行うための関係機関によるネットワークである。障害者差別解消法第17条に基づき各地域で設置可能となっている。	都道府県・市町村の地域協議会担当者(広域相談支援員を含む)等を対象に地域協議会の設置促進や活性化に向けた的確な助言等ができる人材育成のためのブロック研修会を、オンラインにより全国6ブロック(北海道・東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州・沖縄)で開催した。	https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/houkoku/gaiyu_h30.html	内閣府
1-(2)-6	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律	全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する。	9月3日に法第13条に基づくユニバーサル社会推進会議を持ち回りで開催し、同日法第7条に基づく諸施策の実施状況を取りまとめ、公表した。	https://www8.cao.go.jp/souki/ba-riier-free/pdf/kaigi/universal_hou.pdf	内閣府
1-(2)-7	ユニバーサルデザイン2020行動計画	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会を実現するため、平成29年2月、総理及び障害者団体の出席を得て、「ユニバーサルデザイン2020関係関係会議(第1回)」を開催し「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(以下「行動計画」という。)を決定。	令和3年11月に第5回ユニバーサルデザイン2020評価会議を開催し、2020行動計画に基づく取組について報告を行い、「こうした機運を一過性のものにするのではなく、共生社会の実現に向け、日本全国に広げていくことが重要であり、各主体が連携を固めつつ今後とも取組を継続していくことが期待される」と総括した。	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkkaigi/index.html	スポーツ庁
1-(2)-8	共生社会ホストタウン	パラリンピアンとの交流をきっかけに共生社会を実現するため、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組を実施するホストタウンを「共生社会ホストタウン」として登録。地域主導の共生社会の実現を加速すると共に、パラリンピックに向けた機運を全国に波及させる。	109の地方公共団体が共生社会ホストタウンに登録(うち、先導的共生社会ホストタウン15)され、バリアフリーマップの作成やパラリンピックを題材にした授業の実施などの取組が行われた。また、令和3年9月に開催された「共生社会ホストタウンサミット」では、大会参加国・地域との交流を継続するとともに、共生社会の実現に向けた取組をさらに発展させ、その機運が日本全国に広がるよう取り組んでいくことが宣言された。	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/hosttown_suisin/index.html#head	スポーツ庁
1-(2)-9	高齢社会対策基本法	高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される豊かな社会の構築を掲げ、国及び地方公共団体は、それぞれ基本理念に則って高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとするとともに、国民の努力についても規定している。	高齢社会対策基本法第8条の規定に基づき、「高齢化の状況及び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況」及び「高齢化の状況を考慮して講じようとする施策」について、年次報告書(高齢社会白書)を作成し、国会に報告した。	https://www8.cao.go.jp/kourei/measure/a_4.html	内閣府
1-(2)-10	高齢社会対策大綱	高齢化に伴う課題に横断的に対応するため、政府が実施する雇用、年金、介護、医療、教育、まちづくり、住まい、技術革新など様々な分野の高齢社会対策全体を方向づける指針として高齢社会対策基本法に基づき策定する。	高齢社会対策大綱における分野別の各施策の実施状況等を高齢社会白書に取りまとめ、高齢社会対策大綱のフォローアップを実施した。	https://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/index.html	内閣府
1-(2)-11	視覚障害者等の読書環境の整備の推進	令和元年6月21日、議員立法により「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)が成立した。障害の有無にかかわらず全ての国民が文字・活字文化を等しく恵みを受ける状況の実現のため、読書環境の整備を推進していく。	各分野の関係者が参画する関係者協議会を開催し、読書バリアフリー法に基づいて策定した「視覚障害者等の読書環境の推進に関する基本的な計画」(基本計画)に関する施策について、進捗状況等のフォローアップを行った。	https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi/kaigo/shougaisahukushi/sanka/bunka_00003.html	文部科学省 厚生労働省

2 障害者、高齢者等のあらゆる分野への活動参画機会の確保(法第2条3号ロ)

(1)障害者等に対する教育の改善・充実(法第8条1号)

施策番号	施策名 (法律、計画、事業等の名称)	施策の概要	令和3年度の実施状況	備考	担当省庁
2-(1)-1	特別支援教育の充実	障害のある子供が、その能力を可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導を行うとともに、必要な支援を行う。	医療的ケアが必要な児童生徒への支援、ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実や発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等、特別支援教育の充実に向けた取組を実施した。		文部科学省
2-(1)-2	障害児の発達を支援するための療育などの確保	児童発達支援や放課後等デイサービスをはじめ、障害児通所支援・障害児入所支援に係る各種サービスを実施する。	【施設・事業所数】 児童発達支援:9,625か所 医療型児童発達支援:87か所 放課後等デイサービス:17,795か所 居宅訪問型児童発達支援:95か所 保育所等訪問支援:958か所 福祉型障害児入所施設:185か所 医療型障害児入所施設:198か所 (令和4年2月サービス分)		厚生労働省
2-(1)-3	学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業	学校卒業後の障害者について、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制等に関する実証的な研究開発を行い、成果を全国に普及する。	障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究や、都道府県を中心とした地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築、地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大、担い手育成と実践の拡大を目指すブロック別コンファレンスの実施、障害者参加型のフォーラムの開催等を行った。	https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm	文部科学省
2-(1)-4	障害のある学生の修学・就職支援促進事業	複数の大学等や関係機関が連携するプラットフォームを形成し、組織的なアプローチにより障害のある学生を支援していく取組を支援することで、各大学等の障害のある学生への修学支援や体制強化の推進を図る。	先進的な取組や知見等がある大学等が連携するプラットフォームを形成し、大学等からの相談に対応するとともに、地域における障害学生支援のネットワーク形成への支援、好事例・ロールモデルの収集・展開等を通じて、障害ある学生の修学・就職支援の推進を図る取組を2件選定し、支援した。		文部科学省

(2) 障害者、高齢者等の多様な就業機会の確保(法第8条2号)

施策番号	施策名 (法律、計画、事業等の名称)	施策の概要	令和3年度の実施状況	備考	担当省庁
2-(2)-1	障害者雇用促進法	障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がある能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図る。	障害者雇用ゼロ企業をはじめとする中小企業による雇用の促進や、多様な障害特性に応じた職場定着支援の推進、地域における障害者就労支援の推進等を図っている。		厚生労働省
2-(2)-2	障害者雇用対策基本方針	障害者雇用促進法に基づき、今後の障害者雇用対策の展開の在り方について、国の機関及び地方公共団体の機関を含め、事業主、労働組合、障害者その他国民一般に広く示すとともに、事業主が行うべき雇用管理に関する指針を示すことにより、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るもの。	平成30年度から5年間を運営期間とする基本方針が施行されている。		厚生労働省
2-(2)-3	障害者雇用率制度	障害者雇用促進法において、法定雇用率を設定し、国及び地方公共団体並びに民間事業主に対して、身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用を義務づけている。	国の実雇用率:2.83% 都道府県の実雇用率:2.81% 市町村の実雇用率:2.51% 教育委員会の実雇用率:2.21% 民間企業の実雇用率:2.20%		厚生労働省
2-(2)-4	障害者雇用納付金制度	事業主の共同拠出による障害者雇用納付金により、障害者の雇用に伴う経済的負担を調整するとともに、障害者を雇用する事業主に対する助成・援助を行う。	雇用率未達成企業(常用労働者100人超)から納付金(不足1人当たり原則月5万円)を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金(超過1人当たり月2万7千円)・報奨金等を支給した。		厚生労働省
2-(2)-5	障害者に対する差別禁止及び合理的配慮に係るノウハウ普及・対応支援事業(雇用主への相談支援)	中小企業を始めとした障害者を雇用しようとする企業を支援するため、雇用分野における障害者差別禁止及び合理的配慮に関して、障害者雇用経験者によるノウハウの普及や対応支援等を行う。	窓口及び訪問における相談件数は1,871件であった。		厚生労働省
2-(2)-6	障害者就業・生活支援センターの機能の強化	障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である障害者就業・生活支援センターの設置の促進・機能の充実を図り、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施する。また、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を実施する。	障害者就業・生活支援センター(全国336か所)にて就業面と生活面の一体的な相談・支援を引き続き実施した。また、引き続きリモート支援のためのオンライン環境の整備を行った。		厚生労働省
2-(2)-7	障害者雇用関係業務運営(大臣表彰)	障害のある人を積極的に多数雇用している事業所、障害のある人の雇用の促進と職業の安定に著しく貢献した団体又は個人、職業人として模範的な業績をあげている勤労障害者に対し、厚生労働大臣表彰を行い、障害のある人の職業的自立の意欲を喚起するとともに、障害のある人の雇用に対する国民の関心と理解を促進する。	6の障害者雇用優良事業所、12名の優秀勤労障害者の表彰を行った。		厚生労働省
2-(2)-8	精神・発達障害者を支援する環境作りに向けた支援	ハローワークに「精神障害者雇用トータルサポーター」や「発達障害者雇用トータルサポーター」を配置し、就職準備段階から職場定着までの一貫した支援を行うとともに、発達・精神障害に対する正しい理解を促進するため、各都道府県労働局において、広く一般労働者を対象に、精神・発達障害者を温かく見守る応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成する。	精神障害者雇用トータルサポーター及び発達障害者雇用トータルサポーターを全都道府県労働局に配置し、精神・発達障害者や事業主に対する支援を実施した。また、養成講座を全国の都道府県労働局において実施し、18,446人が受講した。		厚生労働省
2-(2)-9	ハローワークのマッチング機能の強化	就職に向けて就業面及び生活面にわたる複数の分野の支援者による一体的・総合的な支援が障害者を対象に、ハローワークと地域の関係機関が連携して、就職に向けた準備から就職後の職場定着まで一貫した支援を実施する。	36,024人に対して就職支援を実施し、そのうち19,661人が就職した(就職率54.6%)。		厚生労働省
2-(2)-10	ハローワークにおける差別禁止・合理的配慮の提供に係る相談業務等	雇用の分野における障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供に関し、ハローワークが中心となって相談業務を行うとともに、必要な助言・指導・勧告等を行う。	相談244件、助言9件(法違反に係るもの)、指導0件、勧告0件、紛争解決援助申立受理件数2件、調停申請受理件数10件であった。		厚生労働省
2-(2)-11	雇用ゼロ企業等に対する提言型「チーム支援」の実施	障害者を一人も雇用していない障害者雇用ゼロ企業を中心とする法定雇用率未達成企業に対し、ハローワークと地域の関係機関が連携して、障害者の雇い入れから就職後の定着指導まで一貫した支援を実施する。	2,676社の企業に対して支援を実施し、そのうち1,422社(53.1%)が新規に障害者を雇い入れた。		厚生労働省
2-(2)-12	障害者トライアル雇用事業(障害者(短時間)トライアルコース助成金)	障害者を一定期間雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人車の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする。	5,900人がトライアル雇用を終了し、そのうち4,741人が継続雇用へ移行した(常用移行率80.4%)。		厚生労働省

2-(2)-13	障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース・障害者職場適応援助コース)	<p>[障害者職場定着支援コース] 職場定着支援計画を作成し、「柔軟な時間管理・休暇付与」「短時間労働者の勤務時間延長」「正規・無期転換」「職場支援員の配置」「職場復帰支援」「中高年障害者の雇用継続支援」「社内理解の促進」のいずれかの措置を講じた事業主に助成する。</p> <p>[障害者職場適応援助コース] 職場適応援助者(ジョブコーチ)による援助を必要とする障害者のために、支援計画に基づき職場適応援助者による支援を実施する事業主に助成する。</p>	<p>[障害者職場定着支援コース] 令和3年度における本コースの支給決定件数は4,414件であった。</p> <p>[障害者職場適応援助コース] 令和3年4月1日から令和3年9月末までに、職場適応に係る支援が提供された障害者のうち、6か月間継続して雇用された割合は97%であった。</p>		厚生労働省
2-(2)-14	人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)	障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主やその団体または社会福祉法人等に対し、能力開発訓練事業に要する運営費及び訓練施設等の改善に要する経費の一部を助成する。	13件の事業主等に対して566,620千円支給した。		厚生労働省
2-(2)-15	高齢・障害・求職者雇用支援機構高年齢定運営費交付金の支給	機構が高年齢者等の雇用の機会増大に資する措置を講ずる事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主等に対して相談・援助、労働者に対して、その高年齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言・指導、障害者職業センターの設置及び運営を行うための運営費を交付する。	機構に対し、13,686,107千円を交付した。		厚生労働省
2-(2)-16	職業能力開発校(一般校)における精神障害者等の受け入れ強化	都道府県立の一般の職業能力開発校において、精神保健福祉士等の相談体制の整備を図るとともに、一般校の中から強化校を選定し、精神障害者等の受け入れに係るノウハウ普及・対応力強化の取組を実施する。	都道府県立の一般の職業能力開発校に精神保健福祉士等を配置し相談体制の整備を図るとともに、9都府県において強化校を選定し、精神障害者等の受け入れに係るノウハウ普及・対応力強化の取組を実施した。		厚生労働省
2-(2)-17	国立障害者職業能力開発校の運営	国立障害者職業能力開発校は全国に13校設置されており、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けことが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した職業訓練を実施する。	全国に13校設置されている国立障害者職業能力開発校において、一般の職業能力開発校で職業訓練を受けことが困難な障害者に対し、その障害特性に適応した職業訓練を実施した。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/shougaisha.html	厚生労働省
2-(2)-18	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施	雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、居住する地域で職業訓練が受講できるよう、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等を活用した障害者委託訓練を各都道府県において実施する。	47都道府県において、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等多様な委託訓練先を活用した障害者委託訓練を実施した。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/shougaisha.html	厚生労働省
2-(2)-19	農業法人等による円滑な障害者雇用の促進	<p>障害者等の雇用又は就労、高齢者の生きがい等を目的とした農林水産物生産施設等の整備及び農林水産物の生産・加工技術等の習得及び農業・福祉双方のニーズのマッチングを行う専門人材の育成等に対して支援する。</p> <p>青年の農業法人等への雇用就農を促進するため、法人等が新規就農者を雇用して実施する実践研修等に対して支援する。(最長2年間。新規就農者が障害者等の場合は支援単価を加算)</p>	<p>農山漁村振興交付金により、障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農林水産物生産施設等の整備や、農林水産物の生産・加工技術等の習得及び専門人材の育成等の支援を実施した。令和3年度には令和2年度からの継続地区30件、令和3年度新規地区49件、合計79件にて実施した。</p> <p>新規就農者(障害者等を含む。)を雇用して実施する実践研修等に対して支援した。</p>	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/sien_seido.html https://www.be-farmer.jp/farmer/employment/	農林水産省 厚生労働省
2-(2)-20	農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト	農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会(「一億総活躍」社会)の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。	各都道府県において、農福連携等による障害者の就労促進プロジェクトを実施した。		厚生労働省
2-(2)-21	農福連携推進フォーラム	農林水産省と厚生労働省とが連携して農福連携推進フォーラム等を開催し、農業関係者と福祉関係者との相互理解を推進する。	農福連携に取り組んでいる優れた事例を表彰し、全国への発信を通じて横展開を図るため令和4年3月8日に「ノウフク・アワード2021」を実施し、併せてシンポジウムを開催した。	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/onso.html	農林水産省 厚生労働省
2-(2)-22	地域の新規就農サポート支援事業	引きこもり者等、働きづらさを抱える方の農業を通じた自立支援・就農支援を行う地域における連携体制構築を支援する。	モデル地区として、新たに取組を行う4地区の体制構築を支援した。	http://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaikaihatsu_kakuho/attach/pdf/roudouryoku-106.pdf	農林水産省
2-(2)-23	障害者優先調達推進法	<p>障害者優先調達推進法に基づき、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人は、毎年度、次の取組により、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達目標を含む毎年度の調達方針を策定し、公表する ・調達方針に基づき、物品等の調達を行い、年度終了後、調達実績を公表する 	<p>各省庁より、令和3年度の調達方針策定状況について聴取した。</p> <p>各省庁、各都道府県より令和2年度の調達実績の報告を受け、調達件数及び調達額について公表した。</p>	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02399.html	厚生労働省

2-(2)-24	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	事業主に対して、65歳までの雇用を確保するために継続雇用制度の導入等の措置(以下「高齢者雇用確保措置」という。)を講じるよう義務付けており、高齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対しては、公共職業安定所による指導等を実施する。 また、改正高齢者雇用安定法(令和3年4月施行)により、70歳までの就業確保措置(以下「高齢者就業確保措置」という。)を講じるよう努めることとされたことから、高齢者就業確保措置を講じていない事業主に対して、公共職業安定所による周知・啓発指導等を実施する。	高齢者雇用状況等報告などにより、高齢者雇用確保措置を講じていないことが確認された事業主に対して、公共職業安定所による指導等を実施した。 また、高齢者就業確保措置未実施の事業主等に対して、公共職業安定所による周知・啓発指導等を実施した。	厚生労働省
2-(2)-25	公務部門における障害者雇用の推進・拡大等	障害者雇用キーパーソン養成講習会、障害者ワーク・サポート・ステーション等、国の行政機関における障害者雇用に関する理解促進のための事業や、より良い職場環境づくりにつなげる職場実習等を実施し、障害者が活躍できる場の拡大を図り、国の行政機関における障害者雇用を一層推進する。	障害者雇用キーパーソン養成講習会については、11月にオンラインで1回開催した。 障害者ワーク・サポート・ステーション事業については、各府省の本府省及び関東ブロックの地方支分部局に障害者(計3人)を派遣し、職場実習を実施したほか、障害特性を踏まえた業務内容や配慮事項などについて、各府省からの相談に応じる相談事業を実施した。	内閣官房
2-(2)-26	生涯現役支援窓口事業(高齢者就労総合支援事業)	全国の主要な公共職業安定所に生涯現役支援窓口を設置し、概ね60歳以上の高齢者求職者に対して職業生活の再設計に係る支援やチームによる就労支援を総合的に行い、特に、65歳以上の高齢者求職者に対し手厚い支援を行う。	全国300か所の公共職業安定所に生涯現役支援窓口を設置し高齢者求職者に対する支援を行った。	厚生労働省
2-(2)-27	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による企業への相談・援助	高齢者雇用確保措置を講じるにとどまっている事業主に対して、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の65歳超雇用推進プランナーや高齢者雇用アドバイザーによる技術的事項についての相談・援助を行う。	事業主等に対して、高齢者の活用に必要な環境の整備に関する専門的かつ技術的な相談・援助を行った。 (31,482件)	厚生労働省
2-(2)-28	高齢者退職予定者キャリア人材バンク事業	(公財)産業雇用安定センターにおいて、高齢者退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介することにより、高齢者の就業促進を図る。	(公財)産業雇用安定センターにおいて、高齢者退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介し、マッチングを実施した。 (成立(就職者)数2,384人)	厚生労働省
2-(2)-29	シルバー人材センター事業	都道府県知事の指定を受けたシルバー人材センター連合の運営に必要な経費等について補助するとともに、人手不足分野や育児・介護等の現役世代を支える分野の担い手を確保・育成する。	会員拡大等による企業とのマッチング機能を強化するとともに、特に、就業時間を緩和された地域について、高齢者の就業機会の促進を図った。 (派遣の就業延人員数8,421,760人日、就業時間を緩和された地域数:753地域)※令和4年3月末時点	厚生労働省
2-(2)-30	生涯現役促進地域連携事業	高齢者が地域社会で活躍できる環境を整備するため、高齢者の雇用・就業促進に向けた地域の取組を支援し、先駆的なモデル地域の普及を図ることにより、多様な雇用・就業機会を創出する。	65地域(連携推進コース36地域・地域協働コース29地域)で事業を実施し、それぞれの地域で高齢者の多様な雇用・就業機会の確保のための取組が実施された。	厚生労働省
2-(2)-31	特定求職者雇用開発助成金の支給	[特定就職困難者コース] ・高齢者(60歳以上65歳未満)や障害者等の就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部を助成する。 [生涯現役コース] 65歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部を助成する。	高齢者や障害者等の就職困難者等を公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成措置を実施した。 (特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)支給件数:150,383件の内数) (特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)支給件数:34,403件)	厚生労働省
2-(2)-32	高齢者雇用継続給付制度	雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、原則として60歳以降の賃金が60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給される。	要件を満たした延べ3,417,590人(支給金額計177,593,424千円)に支給した。 ※いずれも速報値。	厚生労働省
2-(2)-33	65歳超雇用推進助成金	将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていくため、66歳以降の継続雇用延長・65歳以上への定年引上げ、高齢者のための雇用環境整備、高齢者有期契約労働者の無期雇用労働者への転換を実施した事業主等に対して支援を行う。	66歳以降の継続雇用延長・65歳以上への定年引上げ、高齢者のための雇用環境整備、高齢者有期契約労働者の無期雇用労働者への転換を実施した事業主等に対して助成金による支援を行った。 (支給件数6,763件)	厚生労働省
2-(2)-34	公務員の定年の引上げ	公務員の定年の引上げに関し、検討する。	国家公務員の定年の引上げについては、「国家公務員法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第61号)が令和3年6月に成立し、令和5年4月からの65歳までの段階的な引上げを見据え、必要な準備を進めた。 地方公務員の定年の引上げについては、国家公務員と同様の措置を講ずるため、「地方公務員法の一部を改正する法律」(令和3年法律第63号)が令和3年6月に成立し、令和5年4月からの段階的な引上げに向け、地方公共団体に必要な情報提供や助言を行った。	内閣官房 総務省

2-(2)-35	国家公務員の再任用制度	国家公務員の再任用制度を推進する。	公務部門における高齢者雇用において、国家公務員については、現行の国家公務員法に基づく再任用制度を活用し、65歳までの雇用確保に努めるとともに、特に雇用と年金の接続を図る観点から、「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月閣議決定)に基づき、令和2年度の定年退職者等のうち希望者を対象として、公的年金の支給開始年齢まで原則再任用する等の措置を講じた。	内閣官房
2-(2)-36	公務員の高齢期雇用確保の推進	50歳台の職員及び40歳台の職員に対し、生涯設計を考える際に必要となる情報を提供する。	50歳台の職員及び40歳台の職員を対象に、定年制度、再任用制度、年金制度等に関する情報提供や参加職員による討議を通して生涯設計について考える機会を提供する「生涯設計セミナー」等を実施した。	人事院
2-(2)-37	地方公務員の再任用制度	地方公務員の再任用制度の推進。	地方公務員については、雇用と年金を確実に接続するため、「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月閣議決定)の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるよう各地方公共団体に対して必要な助言等を行った。また、専門家による講演の実施等を通じ、各団体における再任用制度の適切な活用の取組を推進したほか、「地方公務員の定年引上げに伴う高齢期職員の活用に関する検討会」報告書を取りまとめ、今後の高齢期職員の活躍に資するポイントを各地方公共団体に対して周知した。	総務省

(3) 障害者、高齢者等の円滑な投票の実施(法第8条6号)

施策番号	施策名 (法律、計画、事業等の名称)	施策の概要	令和3年度の実施状況	備考	担当省庁
2-(3)-1	公職選挙法上の障害者に対応した投票制度	障害者に対応した投票制度として、公職選挙法では、視覚に障害のある有権者のための点字投票、心身の故障等の理由で自ら投票用紙に記載できない有権者のための代理投票、身体に重度の障害があり投票所に行けない有権者のための郵便投票等が設けられている。	公職選挙法に基づき、左記の施策が行われた。		総務省
2-(3)-2	障害のある投票者への配慮	点字による候補者名簿等の投票所等への備付け、投票用紙に点字で選挙の種類を示す取組、点字版、カセットテープ、コンパクトディスク等の音声版、拡大文字版等による候補者情報の提供、投票所における車椅子用スロープの設置や標準点字盤の備付け等を行っている。	令和3年10月に行われた第49回衆議院議員総選挙に向けて、左記の事項について、全国の選挙管理委員会に対し、技術的助言として通知を发出了。また、令和元年5月に成立した公職選挙法の一部改正法により、選挙公報掲載文の電子データでの提出が可能となり、第49回衆議院議員総選挙では、音声読み上げデータの各選挙管理委員会のホームページへの掲載も行われた。		総務省
2-(3)-3	政見放送における取組	政見放送における手話通訳については、公職選挙法に関する正確な知識など、通常の手話通訳にはない知識や技術が必要であるところ、政見放送に対応可能な手話通訳士を安定的に確保し、政見放送への手話通訳の付与を促進する。	3県において、「政見放送手話通訳士研修会」を開催した。		総務省
2-(3)-4	電子投票の実施の促進	電子投票とは、電磁的記録式投票機を用いて投票する方法であり、開票事務の迅速化に貢献するとともに、自書が困難な選挙人であっても比較的容易に投票することが可能である。条例を制定することにより、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において導入することができる。	令和2年3月にタブレット端末等の汎用機の活用を念頭に電子投票システムの技術的条件を改定したことを踏まえ、個別に導入に向けた助言などを実施した。		総務省

(4) その他障害者、高齢者等の活動参画機会の確保に関する施策

施策番号	施策名 (法律、計画、事業等の名称)	施策の概要	令和3年度の実施状況	備考	担当省庁
2-(4)-1	障害者スポーツ推進プロジェクト	各地域において障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図るとともに、障害者スポーツ団体の体制の強化を図り、他団体や民間企業等と連携した活動の充実を図る。また、地域の障害者スポーツ用具(スポーツ車いす、スポーツ義足等)の保有資源を有効活用し、個人利用を容易にする仕組みの構築を行う。	障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図る事業及び障害者スポーツ団体の連携や体制整備への支援等を目的とした事業、スポーツ用具活用普及拠点の整備に向けたモデル創出のための事業等を実施し、障害者のスポーツ実施環境の充実を図った。また、令和3年度補正予算にて、スポーツ施設等に用具等を整備することを目的とした障害者スポーツ実施環境の構築支援事業を、(公財)日本パラスポーツ協会を通じて実施した。		文部科学省
2-(4)-2	全国障害者スポーツ大会開催事業	障害のある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与するため、全国障害者スポーツ大会を開催する。	令和3年10月に三重県において第21回全国障害者スポーツ大会を開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催中止となった。		文部科学省
2-(4)-3	Specialプロジェクト2020	2020年東京大会のレガシーとして共生社会を実現するため、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するためのモデル事業や、特別支援学校等を活用した地域における障害者のスポーツ拠点づくり事業等を実施する。	全国的な祭典を開催するためのモデル事業、特別支援学校等を活用した地域における障害者のスポーツ拠点づくり事業、特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ大会開催を支援する事業を実施し、障害のある子供のスポーツ環境の充実を図った。		文部科学省
2-(4)-4	日本障がい者スポーツ協会補助	障害者スポーツの普及・啓発や障がい者スポーツ指導者の養成・活用等を行うとともに、パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックス等の総合国際競技大会への日本選手団の派遣や、国際競技力向上に資する情報収集・提供等を行う。	地域の障害者スポーツ振興及び指導者育成、総合国際大会への日本選手団の派遣・強化合宿、国際競技大会におけるメダル獲得に向けた国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進を図る事業を実施した。		文部科学省
2-(4)-5	障害者等による文化芸術活動推進事業	共生社会の実現のため、障害者等による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の拡充や、作品等の評価の向上に係る取組等を実施する。	障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表機会の確保に係る先導的・試行的な取組への支援や、文化芸術を通して共生社会や多様性について関心を深める展覧会の開催、地方公共団体が独自の計画に基づいて実施する障害者の文化芸術活動の推進を図るための取組への支援を行った。		文部科学省
2-(4)-6	障害者芸術文化活動支援事業	障害者の芸術文化活動の推進を図るため、美術分野や舞台芸術に関する、相談支援、人材育成等について、「都道府県」、「ブロック」、「全国」の活動エリアを設け、それぞれのエリアに支援拠点を設置し、実施する。	37都道府県、7ブロック、全国のエリアで支援拠点を設置し事業を実施した。		厚生労働省
2-(4)-7	障害者芸術・文化祭開催事業	障害者の芸術文化活動への参加を通じた、自立と社会参加者の促進に寄与することを目的とする「全国障害者芸術・文化祭」の開催に要する経費に対する補助を行う。	令和2年度に延期となっていた宮崎県(令和3年7月3日～10月17日)と、和歌山県(10月30日～11月21日)で開催した。		厚生労働省
2-(4)-8	全国障害者技能競技大会(アビリンピック)	障害者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進等を図ることを目的として全国障害者技能競技大会を実施する。	令和3年12月に東京都及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の主催で東京都において開催された。	https://www.jeed.go.jp/disability/activity/abilympics/index.html	厚生労働省
2-(4)-9	ユニバーサルツーリズム促進事業	障害者、高齢者を含む誰もが旅行を楽しむことができるユニバーサルツーリズムの促進を図る。	「観光施設における心のバリアフリー認定制度」紹介動画やバリアフリー対応に関する研修動画の作成・公表、認定施設を活用したオンライン視察を実施した。	https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/manyuaru.html	国土交通省
2-(4)-10	観光施設における心のバリアフリー認定制度	バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とし認定することにより、高齢者や障害者等がより安全で快適な旅行をするための環境整備の推進を図る。	令和3年度末までに総数243施設(宿泊施設162、飲食店46、観光案内所35)を認定した。	https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/innovation_00001.html	国土交通省
2-(4)-11	高齢者地域社会参画促進事業	高齢者の社会参加や世代間交流を促進するための事業を実施する。	高齢者の社会参加や世代間交流を促進するための「高齢社会フォーラム」を令和4年1月にオンラインで開催した。また、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者(エイジレス・ライフ実践者)及び社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を高齢社会フォーラム等を通じて広く国民に紹介する事業を実施した。	https://www8.cao.go.jp/kourei/kou-kei/forum_listing.html	内閣府

3 障害者、高齢者等の安全・安心な生活の実現(法第2条3号ハ)

(1)障害者、高齢者等の移動上又は施設利用上の利便性及び安全性の確保(法第8条3号)

施策番号	施策名 (法律、計画、事業等の名称)	施策の概要	令和3年度の実施状況	備考	担当省庁
3-(1)-1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)及び関係法令に基づき、公共交通機関・建築物・道路・路外駐車場・都市公園のバリアフリー化を推進する。	令和3年4月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和2年法律第28号)を全面施行するとともに、令和7年度までの5年間を目標期間とする新たな整備目標がスタートした。 令和3年7月に「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」(令和2年国土交通省令第85号)が施行し、新幹線車両における車椅子スペースの設置基準が引き上げられた。加えて、令和4年3月には、在来線の特別急行車両における車椅子スペースの設置基準について、新幹線車両における設置基準と同等に引き上げるため、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第111号)の改正が行われた(令和5年4月施行)。	https://www.mlit.go.jp/common/001236949.pdf https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001348477.pdf https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000260.html	国土交通省
3-(1)-2	バリアフリー法の移動等円滑化促進方針制度及び基本構想制度による面的・一体的なバリアフリー化の推進	バリアフリー法に基づき市町村による移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成を促進し、面的・一体的なバリアフリー化を推進する。	移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成を促進するため、計画の作成に係る調査経費の助成を行うとともに、令和2年のバリアフリー法改正等を踏まえ「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン」の作成・市町村等への周知を図り、ハード・ソフト一体的なバリアフリー計画の作成促進を行った。また、各地方運輸局等を通じた計画作成促進のためのプロモート活動やセミナー等を行った。	http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000199.html	国土交通省
3-(1)-3	バリアフリー環境整備促進事業	障害者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設整備、障害者等の利用に配慮した建築物の建設促進を図る。	障害者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設整備や基本構想等の策定に係る費用の一部を支援した。		国土交通省
3-(1)-4	鉄道駅におけるバリアフリー化の推進	障害者や高齢者等の円滑な移動や安全性を確保するため、鉄道事業者等が行う鉄道駅におけるバリアフリー化設備の整備を推進する。	エレベーターやバリアフリートイレ、ホームドア等の鉄道駅におけるバリアフリー化設備の整備に対して支援を行った。 交通政策基本計画に定められた方向性を踏まえ、令和3年12月に、利用者の薄く広い負担により鉄道駅のバリアフリー化を進める枠組みとして新たな料金制度(鉄道駅バリアフリー料金制度)を創設するとともに、地方部における支援措置の重点化として市町村が作成する移動等円滑化基本構想に位置付けられた鉄道駅の施設整備に係る補助率を現行の最大1/3から最大1/2に拡充した。		国土交通省
3-(1)-5	旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化の促進	高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性を向上するため、旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化設備の整備を推進する。	旅客船ターミナルにおける段差解消、視覚障害者誘導用ブロック等の整備に対して支援を行い、バリアフリー化を推進した。		国土交通省
3-(1)-6	空港のバリアフリー化の推進	障害者や高齢者等の円滑な移動や安全性を確保するため、事業の一部でターミナルビルにおけるバリアフリー化の整備を推進する。	三沢空港や福島空港において、バリアフリー法及びガイドラインに準拠した整備を行い、ターミナルビルにおけるバリアフリー化を推進した。		国土交通省
3-(1)-7	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、障害者や高齢者も含めた、訪日外国人旅行者にとってストレスフリーで快適な受入環境の整備に向けてさらにきめ細やかな支援を行う。	障害者や高齢者も含めた訪日外国人旅行者にとって、ストレスフリーで快適な受入環境を整備するため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等の取組を支援した。	http://www.mlit.go.jp/kankochoshisaku/kokusai/ukeire.html	国土交通省
3-(1)-8	公共交通利用環境の革新等	我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの公共交通機関の利用環境を刷新するため、外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、多機能トイレの整備、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に進め、シームレスで一貫した世界水準の交通サービスを実現する。	障害者や高齢者も含めた訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの公共交通機関の利用環境を刷新するため、外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を支援した。		国土交通省

3-(1)-9	幅の広い歩道の整備等による歩行空間のバリアフリー化、無電柱化の推進	「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する特定道路の約70%において、令和7年度までに、バリアフリー化を実施する。	バリアフリー法に基づき、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、高齢者や障害者を始めとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックなどの整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進した。	http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/bf/index.html	国土交通省
3-(1)-10	都市公園のバリアフリー化の推進	「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、令和7年度までの都市公園における公園施設の移動等円滑化の目標を位置付け、社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体等の取組の支援を行う。	社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体等の都市公園における公園施設のバリアフリー化の取組の支援を行った。	http://www.mlit.go.jp/toshi/park/parkun.html	国土交通省
3-(1)-11	人にやさしい自然公園等施設整備の推進	国立・国定公園等の整備に当たって、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等のユニバーサルデザイン化を着実に実施する等、様々な利用者を想定した、人にやさしい施設の整備を推進する。	ビジターセンター、公衆トイレ等のユニバーサルデザイン化を実施し、様々な利用者を想定した人にやさしい国立・国定公園の整備を令和2年度に引き続き推進した。		環境省
3-(1)-12	国立公園におけるユニバーサルデザインの推進	景観・自然への悪影響を排除しつつ、ユニバーサルデザインに配慮し、利用者目線での展望地、自然歩道等のビューポイントの整備を行う。また、利用施設のユニバーサル対応についての情報発信やガイド等の人材育成等を適切な役割分担のもと行う。	ユニバーサルデザインに配慮し、利用者目線での展望地、自然歩道等のビューポイントの整備を令和2年度に引き続き推進した。		環境省
3-(1)-13	環境・ストック活用推進事業	建築物ストックの省エネ改修等を促進するため、民間等が行う省エネ改修工事や省エネ改修工事と併せて実施するバリアフリー改修工事に対し、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する。	建築物ストックの省エネ改修等を促進するため、民間等が行う省エネ改修工事や省エネ改修工事と併せて実施するバリアフリー改修工事等に対し、国が事業の実施に要する費用の一部を支援した。		国土交通省
3-(1)-14	学校施設におけるバリアフリー化の推進	障害のある児童生徒等が支障なく学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化の必要性について普及啓発を図るとともに、必要に応じて財政的な支援を行う。	学校設置者の学校施設のバリアフリー化を支援するため、令和3年度より既存施設におけるバリアフリー化工事の国庫補助率を1/3から1/2に引き上げた。また、セミナー動画の公開、相談窓口の設置等を行った。	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/059/mext_00001.html	文部科学省
3-(1)-15	官庁施設のバリアフリーの推進	窓口業務を行う官署が入居する官庁施設において、バリアフリー法に基づく建築物円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保等により、高齢者、障害者をはじめすべての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進する。	窓口業務を行う官署が入居する官庁施設を新たに整備する際には、建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保等により、すべての人が安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるような整備を行った。	http://www.mlit.go.jp/gobuild/se_saku_bfree_bfree.htm	国土交通省
3-(1)-16	高齢者・障害者に配慮した法務局庁舎の施設整備	法務局が窓口業務を抱える官署であることから、高齢者及び障害者の負担を軽減するためのエレベーター設備等の整備を推進する。	高齢者及び障害者の負担を軽減するため、法務局庁舎のエレベーター設備等の整備を推進した。		法務省
3-(1)-17	UR賃貸住宅におけるバリアフリー化の推進	建替え事業によって新たに供給するUR賃貸住宅については、バリアフリー化を標準仕様とするとともに、既存UR賃貸住宅について、ELV設置等のバリアフリー改修を実施する。	UR賃貸住宅の建替え等に伴い、建替え後の住宅を681戸供給するとともに、既存の5団地において54基の後付ELVの共用を開始した。		国土交通省
3-(1)-18	建築物移動等円滑化誘導基準	高齢者、障害者等が円滑に移動できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を省令において定めており、所管行政庁において、特定建築物の建築等及び維持保全の計画が当該基準に適合すると認めるときは、認定をすることができることとしている。	所管行政庁が、特定建築物の建築等及び維持保全の計画が建築物移動等円滑化誘導基準に適合すると認められるものに対して認定を行った。また、令和4年3月に建築物移動等円滑化誘導基準を改正し、劇場等の客席に関する基準を追加した。(令和4年10月施行)		国土交通省
3-(1)-19	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものである。	令和3年3月に改定した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」について、関係団体等への周知を行った。また、建築物のバリアフリーに関する取組状況や課題等を共有するとともに、「建築設計標準」を継続的に点検、改善していくため、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体等から構成される「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」を設置し、令和3年10月及び令和4年2月に開催した。	https://www.mlit.go.jp/jutakuken/tiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html	国土交通省
3-(1)-20	住宅セーフティネット制度	民間賃貸住宅を活用した、障害者、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅を推進する。	住宅の改修、入居者負担の軽減、居住支援協議会等による居住支援活動等への支援を実施した。また、家賃債務保証制度の活用を推進し、障害者、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援した。	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk_3_000055.html	国土交通省
3-(1)-21	ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進	高齢者や障害者等も含め、誰もが屋内外をストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進を図る。	バリアフリー情報や施設情報等の歩行空間データについて、オープンデータとしての拡充や他分野への活用の検討を行うとともに、屋内位置情報サービスの普及・拡大を促進するため、東京駅における実証実験等を通じて得られた知見をまとめた『屋内地図／屋内測位環境構築の手引き』を公開した。	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000002.html	国土交通省

3-(1)-22	市街地再開発事業等における高齢者対策	市街地再開発事業等において、社会福祉施設等を整備する場合、一定の条件を満たすものに対し建築主体工事費の一部を支援する。	市街地再開発事業等において、社会福祉施設等を整備する場合、一定の条件を満たすものに対し建築主体工事費の一部を支援した。		国土交通省
3-(1)-23	優良建築物等整備事業における高齢者対策	優良建築物等整備事業において、社会福祉施設等を整備する場合、一定の条件を満たすものに対し建築主体工事費の一部を支援する。	市街地再開発事業等において、社会福祉施設等を整備する場合、一定の条件を満たすものに対し建築主体工事費の一部を支援した。		国土交通省
3-(1)-24	高齢者向け住宅の整備	高齢者向けの賃貸住宅等の整備を促進する。	高齢者が安心して健康に暮らすことができる「サービス付き高齢者向け住宅」等の整備を推進した。	http://www.mlit.go.jp/common/001267499.pdf	国土交通省
3-(1)-25	国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置やバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実	国立の博物館等における高齢者に対するバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実のための取組を実施する。	国立の博物館等における高齢者等に対する芸術鑑賞機会の充実のため、入館料の免除や施設設備のバリアフリー化等の取組を実施した。		文部科学省
3-(1)-26	第11次交通安全基本計画	交通安全対策基本法第22条に基づき、令和3年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第11次交通安全基本計画」等に基づき、高齢者、障害者、子供等の交通弱者を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、高齢運転者対策、歩行空間の整備等の各種交通安全対策を推進する。	指定行政機関の長は、交通安全基本計画に基づき、所掌事務に関する令和3年度交通安全業務計画を作成し、左記趣旨に基づいた施策を推進した。	https://www8.cao.go.jp/koutu/kihon/keikaku11/pdf/kihon_keikaku.pdf	内閣府
3-(1)-27	高齢者、障害者等に係る交通施設の整備等	高齢者、障害者等の移動等円滑化を図るため、駅・空港等の公共交通ターミナルのエレベーターの設置等の高齢者の利用に配慮した施設の整備、ノンステップバス等の車両の導入などを推進している。	鉄道駅等旅客ターミナルのバリアフリー化、ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーを含む福祉タクシーの導入等に対する支援措置を実施した。		国土交通省
3-(1)-28	交通安全施設等の整備	高齢歩行者等の安全な通行を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備、歩車分離式信号の運用、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備、信号灯器のLED化などを推進する。	バリアフリー対応型信号機の整備等の各種施策を推進した。		警察庁
3-(1)-29	自転車利用環境の整備	「第2次自転車活用推進計画」(令和2年5月閣議決定)に基づく自転車通行空間の整備等により、自転車利用環境の総合的な整備を推進する。	「第2次自転車活用推進計画」(令和3年5月閣議決定)に基づき、歩行者、自転車及び自動車と適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進した。	http://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/	国土交通省
3-(1)-30	踏切道の歩行者対策	踏切道改良促進法に基づき、高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要がある踏切道について、改良すべき踏切道として指定し対策を実施する。	踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号)に基づく地方踏切道改良協議会や踏切安全通行カルテを活用し、地域の実情に応じた対策を実施し、高齢者等の通行の安全対策を推進した。	https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fumikiri/fu_index.html	国土交通省
3-(1)-31	障害者に対する運賃・料金割引(公共交通機関)	障害者及びその介護者が公共交通機関を利用する際、障害者の自立と社会経済活動への参加を支援するため、公共交通事業者による運賃・料金の割引を実施している。また、身体・知的障害者に比べ導入率の低い精神障害者に対する運賃・料金割引の導入について、関係事業者に対して理解と協力を求める。	身体・療育(知的)・精神障害者手帳の交付を受けた障害者及びその介護者に対し、公共交通事業者が運賃・料金割引を実施した。また、精神障害者に対する運賃・料金割引導入事業者等の拡大に向け、関係事業者等に対し、様々な場において理解と協力を求めた。		国土交通省
3-(1)-32	障害者に対する運賃・料金割引(有料道路)	障害者の自立と社会経済活動への参加を支援するため、高速道路会社等により有料道路料金の割引を実施している。	有料道路では、身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者が自ら運転する場合や、重度身体障害者又は重度知的障害者の移動のために介護者が運転する場合において、通行料金の割引を実施した。		国土交通省
3-(1)-33	公共交通機関における障害者割引利用時の本人確認について	公共交通機関の障害者割引適用対象者の確認(本人確認)については、従来より、多くの事業者が手帳の提示を求めているところであるが、障害者に過度の負担とならないよう配慮を求め、合理的な方法による本人確認について、関係事業者に対し理解と協力を求める。	障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認に際して、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で本人確認を行うことについて、理解と協力を求める旨の文書を発出した。		国土交通省
3-(1)-34	障害者等が運転しやすい道路交通環境の整備	障害者を含む全ての人が安心して運転できるよう、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図る。	道の駅等の休憩施設の整備、付加車線(ゆずり車線)の整備、道路照明の増設を行うとともに、高速道路等のサービスエリア(SA)やパーキングエリア(PA)、自動車駐車場等において障害者用トイレや障害者用駐車スペース等の設置を実施した。		国土交通省
3-(1)-35	福祉タクシー等の普及促進	障害者等の輸送をより便利にするため、地域公共交通確保維持改善事業により福祉タクシー車両の導入等に対して経費の一部補助を行うなど、福祉タクシーの普及促進を図っている。また、バス事業者、タクシー事業者のみによっては十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、地域の関係者が移動手段の確保のために必要であると合意した場合には特定非営利活動法人(NPO法人)等による福祉有償運送を可能としている。	福祉タクシーの導入状況は、令和2年度末時点で41,464両となっている。		国土交通省

3-(1)-36	車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の推進	地方公共団体において導入されているパーキング・パーミット制度の普及促進等、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用を推進する。	車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の推進を図るため、車椅子使用者用駐車施設等のあり方等に関するハード・ソフトの検討を行い、今後の車椅子使用者用駐車施設等のあり方の方向性を取りまとめた。 また、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の推進に係る広報啓発のためのポスター及びリーフレットの作成等を行い、地方公共団体及び施設設置管理者等への配布や周知・啓発等を行った。	http://www.mlit.go.jp/report/pre/ss/sogo09_hh_000198.html	国土交通省
3-(1)-37	高齢者に係る交通安全対策	高齢者にとって安全で安心な交通社会の形成を図るため、令和3年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第11次交通安全基本計画」(計画期間:令和3~7年度)等に基づき、交通安全対策を推進する。	高齢者にとって安全で安心な交通社会の形成を図るため、令和3年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第11次交通安全基本計画」(計画期間:令和3~7年度)等に基づき、生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備等の交通安全対策を実施した。	http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/sesaku/anzen.html	国土交通省
3-(1)-38	高齢運転者による交通事故防止対策について	高齢運転者による交通死亡事故が相次いで発生したことから、令和元年5月21日に開催された「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」における総理指示を踏まえ決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(令和元年6月関係閣僚会議決定)に基づき、関係省庁局長級を構成員とする「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関するワーキングチーム」を設置し、「高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進」及び「高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実」について、平成29年7月交通対策本部決定「高齢運転者による交通事故防止対策について」に基づき推進してきた施策と一体のものとして強力に推進する。	「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」(令和元年6月関係閣僚会議決定)に基づき、関係省庁が連携して高齢運転者による交通事故防止対策を推進。ワーキングチームを開催し、令和2年度の取組状況についてフォローアップを実施した。	https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/sougou/pdf/wt_210528/s1.pdf	内閣府
3-(1)-39	高齢運転者対策の充実・強化	75歳以上で一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査の導入、申請によるサポートカー限定免許の導入等に関する規定を整備する。	道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)の施行に向け、運転技能検査の対象となる一定の違反歴の内容やサポートカー限定免許の限定条件等について定めた政令及び内閣府令等を整備した。		警察庁
3-(1)-40	高齢運転者対策の推進	認知症に係る臨時適性検査に要する医師謝金の補助を行う。	前年度に引き続き、各都道府県警察における医師謝金の補助を行った。		警察庁
3-(1)-41	高齢運転者交通安全推進事業	地域の高齢者に影響力のある高齢者交通安全指導員(シルバーリーダー)を対象に講習会を開催し、受講者が中心となり、地域の高齢者に必要な知識をきめ細やかに普及することにより、高齢運転者による事故防止を図る。	全国2か所(千葉県、徳島県)において講習会を実施した。		内閣府

(2) 障害者、高齢者等のための防災上の措置(法第8条5号)

施策番号	施策名 (法律、計画、事業等の名称)	施策の概要	令和3年度の実施状況	備考	担当省庁
3-(2)-1	水防法・土砂災害防止法	水防法及び土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への洪水予報又は土砂災害警戒情報等の伝達方法を定めることを推進する。あわせて、市町村地域防災計画において浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めるとともに、これら要配慮者利用施設の所有者又は管理者による避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進する。 また、「土砂災害防止対策基本指針」及び「土砂災害警戒避難ガイドライン」により市町村の警戒避難体制の充実・強化が図れるよう支援を行う。さらに、土砂災害・全国防災訓練では、住民等が主体となりハザードマップを活用した実践的な避難訓練等を重点的に実施する。さらに、土砂災害特別警戒区域における要配慮者利用施設の建築の許可制等を通じて高齢者等の安全が確保されるよう、土砂災害防止法に基づき基礎調査や区域指定の促進を図る。	令和3年7月、要配慮者利用施設における避難訓練報告の義務化や避難確保計画に関する市町村の助言・勧告制度を加えた改正水防法や改正土砂災害防止法が施行された。 国土交通省では、こうした状況を踏まえ、令和3年12月に「令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会(フォローアップ会議)」を設置し、「避難確保計画作成の手引き」の改定や施設職員向けの教材について検討を行い、避難確保計画作成に係る留意事項として、避難確保計画のチェック方法や避難訓練の実施方法、タイムラインの作成方法等の内容を加えて、同手引きを「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」として令和4年3月に改定した。また、施設職員等の防災学習等に活用していただくためのeラーニング教材を作成した。	http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html	国土交通省
3-(2)-2	外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン	外国人来訪者や障害者等が利用する駅、空港、競技場、旅館、ホテル等の施設関係者が、デジタルサイネージやスマートフォンアプリ等を活用し、地震や火災発生時の避難誘導等の多言語化や文字等による視覚化などを行うためのガイドライン。	当該ガイドラインに基づく取組について、駅や宿泊施設といった大会関連施設へ引き続き普及・促進を行った。	https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html	消防庁
3-(2)-3	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	市町村において、災害時の避難支援の実効性が高まる取組が進むよう、「取組指針」を活用しながら、必要な助言を行う。	令和3年5月に災害対策基本法等が改正され、個別避難計画作成が市町村の努力義務とされた。また、同月に「取組指針」を改定した。 これらを踏まえ、市町村において、災害時の避難支援の実効性が高まる取組が進むよう、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成や運用等にあたり留意する事項等について、様々な機会を捉えて必要な助言を行った。	https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/yoshiensha.html	内閣府
3-(2)-4	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	取組指針は、避難所における生活環境の整備等について、自治体が取組を進める上で参考となるよう、策定・公表したものである。	令和3年5月に災害対策基本法施行規則が改正されたことを受けて同月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定した。 また、自治体における避難所の生活環境の整備等について、取組指針や改定した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、必要な助言を行った。		内閣府
3-(2)-5	災害救助法に基づく救助	災害救助法が適用された災害について、福祉避難所を設置した場合には、その経費についても国庫負担の対象としている。	災害救助法が適用された令和3年7月1日からの大雨等において、自治体が福祉避難所を設置した場合には、その経費についても国庫負担の対象としたところである。		内閣府
3-(2)-6	緊急通報の利用促進	全都道府県警察において、文字等で警察に通報できるようFAXやスマートフォン等での緊急通報の受理(FAX110番・110番アプリシステム)を行っている。	聴覚に障害のある方等、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して、文字等で警察に通報できる「110番アプリシステム」を運用し、障害者からの緊急通報に引き続き適切に対応した。	https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/	警察庁
3-(2)-7	災害種別避難誘導標識システム	「津波避難誘導標識システム」のJIS Z9097を基に、洪水、内水氾濫、高潮、土石流、崖崩れ・地滑り及び大規模な火事にも素早く安全な場所に避難することが可能になるように、避難場所までの道順や距離についての情報を含んだ標識を、避難場所に至るまでの道のりに一連のものとして設置する場合に考慮すべき事項について規定したJIS Z9098を平成28年3月に制定、また同年10月にこれらをISO(国際標準化機構)に提案した。	ISO規格が令和4年2月に発行された。		経済産業省
3-(2)-8	高齢者等の要配慮者に関する水害・土砂災害対策等の推進	病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設を保全するため、土砂災害防止施設の整備を推進し、激甚な水害・土砂災害を受けた場合の再度災害防止対策を引き続き実施する。	病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設を保全するため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、激甚な水害・土砂災害を受けた場合の再度災害防止対策を引き続き実施した。		国土交通省

(3) その他障害者、高齢者等の安全・安心な生活の実現に関する施策

施策番号	施策名 (法律、計画、事業等の名称)	施策の概要	令和3年度の実施状況	備考	担当省庁
3-(3)-1	障害者総合支援法	障害者及び障害児が基本的な権利を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害者福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業、その他の支援を総合的に行う。	必要な障害者福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業、その他の支援を総合的に行った。 また、障害者総合支援法等改正法の施行3年後の見直し規定に基づき、社会保障審議会障害者部会で見直しの議論を行い、令和3年12月に中間整理を行った。そのうち、一定の方向性を得るに至った障害児支援に関する論点については、「児童福祉法等の一部を改正する法律案」として第208回通常国会に提出、障害者の地域生活の支援や就労支援、精神障害者等の支援など、その他の論点については、引き続き検討を進めた。		厚生労働省
3-(3)-2	生活福祉資金貸付制度	高齢者世帯、障害者世帯等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図る。	高齢者世帯、障害者世帯等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図った。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少した世帯等に対し、緊急小口資金等の特例貸付を実施した。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi/kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html	厚生労働省
3-(3)-3	良質な障害福祉サービスの確保	障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等に必要な経費を確保する。	1,678,932,800千円の予算措置を行った。		厚生労働省
3-(3)-4	地域生活支援事業等の着実な実施	障害のある人が社会の構成員としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を過ごすことができるよう、市町村や都道府県が地域の特性、利用者の状況に応じ、創意工夫による柔軟な形態により事業を計画的に実施するもの。	障害のある人の社会参加や自立支援を推進するとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会づくりに寄与した。		厚生労働省
3-(3)-5	地域生活定着促進事業	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする釈放後に行き場のない矯正施設退所者等の社会復帰を支援するため、各都道府県に「地域生活定着支援センター」を設置し、矯正施設や保護観察所、既存の福祉の関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組む。	地域生活定着支援センターで、矯正施設入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、被疑者等に対して釈放前の福祉サービスの利用調整や釈放後の支援等を行う被疑者等支援業務、地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施した。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi/kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html	厚生労働省
3-(3)-6	療養生活環境整備事業等	難病法に基づき、難病患者の療養生活の質の維持向上を図ることを目的に、難病患者・家族等に関する相談支援や、難病患者に対する医療等に係る人材育成、在宅療養患者に対する訪問看護支援等を実施する。	難病相談支援センターにおいて相談を実施した。		厚生労働省
3-(3)-7	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	精神障害の有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を実施する。	都道府県、指定都市、保健所設置市及び特別区が実施するアウトリーチ支援に係る事業、ピアサポートの活用に係る事業など精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組に対し1/2の国庫補助を行っており、令和3年度は、109の都道府県等において、本事業を活用した。		厚生労働省
3-(3)-8	障害児・者への福祉サービス提供体制の基盤整備	社会福祉施設等施設整備費補助金において、地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。	令和3年度当初予算において93件、4,811,790千円を補助している。		厚生労働省
3-(3)-9	障害児の保育所での受け入れ促進	保育所における障害児の受け入れについて必要な保育士の加配に係る経費を地方交付税により措置を行っている。	地方自治体の障害児保育の実施状況を踏まえ、地方交付税により措置を行った。		厚生労働省
3-(3)-10	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	重度訪問介護等の訪問系サービスの利用において、国庫負担基準額を超えている自治体に対して財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援する。	重度障害者が多いこと等により、国庫負担基準額を超えている小規模な自治体に対し財政支援を行い、重度障害者の地域生活の促進を図った。		厚生労働省
3-(3)-11	国立更生支援施設運営事業	国立障害者リハビリテーションセンターを運営する。	国立の障害者支援施設等を運営する事業を実施した。		厚生労働省
3-(3)-12	補装具費の支給	身体に障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、身体機能を補完又は代替するものとして、義肢、装具、車椅子、盲人安全つえ、補聴器等の補装具の購入等の費用の一部について公費を支給するもの。	補装具費の購入や修理等に要する費用を適切に交付し、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことに寄与した。		厚生労働省

3-(3)-13	療養介護医療費の支給	療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。	療養介護医療費の受給者数:20,928人(令和4年2月サービス分)		厚生労働省
3-(3)-14	自立支援医療費の給付	障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するため公費負担する。	身体障害の状態を軽減するための医療(更生医療及び育成医療)及び精神疾患に対する継続的な治療(精神通院医療)を自立支援医療と位置づけ、その医療費の自己負担の一部又は全部を公費負担している。		厚生労働省
3-(3)-15	特別児童扶養手当	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図るため、これらの児童を家庭で監護、養育している父母等に手当を支給する。	【支給対象児数(令和2年度末)】 1級 95,360人 2級 178,005人 【給付月額(令和3年度)】 1級 52,500円 2級 34,970円		厚生労働省
3-(3)-16	特別障害給付金	国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金を支給することにより、その福祉の増進を図る。	各種給付及び支援を適切に実施した。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000143356_0002.html	厚生労働省
3-(3)-17	傷病恩給	恩給法に基づいて、公務による傷病のために退職した旧軍人等に恩給を支給する。	傷病恩給受給者(約1,000人)に対する支給を確実に実施した。		総務省
3-(3)-18	市街地整備における福祉施設の立地の促進	市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市再生整備計画事業、暮らし・にぎわい再生事業に対して社会資本整備総合交付金による支援を行うほか、都市構造再編集中支援事業により社会福祉施設等の整備を推進している。	市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市再生整備計画事業、暮らし・にぎわい再生事業に対して社会資本整備総合交付金による支援を行ったほか、都市構造再編集中支援事業により社会福祉施設等の整備を推進した。		国土交通省
3-(3)-19	国が所有・管理する施設の利用料等の割引・減免等措置	国が所有・管理する施設の利用料等について、割引・減免等の措置を行う。	新宿御苑において、身体障害者手帳、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と介助者1名の入園料金を免除した。 迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館において、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳をお持ちの方と付添人(1名まで)の参観料金を免除。	http://www.env.go.jp/garden/shinjukugyoen/2_guide/guide.html https://www.geihinkan.go.jp/akasaka/visit/visit_fees/ https://www.geihinkan.go.jp/kyoto/visit/visit_fees/	環境省 内閣府
3-(3)-20	障害者の生活に配慮した公営住宅等の供給	新設されるすべての公営住宅等について、原則として障害者の心身の特性に応じた設備等の設置に配慮し、既設のものについても、建替えや改善によるバリアフリー化を促進する。	公営住宅等の建設にあたっては、規模の大きなものや特別の設備を設置するものに対しては、工事費に係る助成の限度額を特例的に引き上げて助成を行った。		国土交通省
3-(3)-21	発達障害児者地域生活支援モデル事業	発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、発達障害児者の特性を踏まえた支援手法を開発するためのモデル事業を実施し、全国への普及に繋げる。	5自治体でモデル事業を実施した。		厚生労働省
3-(3)-22	発達障害情報・支援センター	発達障害に関する国内外の文献、研究成果等を集積し、情報発信、普及啓発等を行う。また全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担い、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。	発達障害に関する情報発信、普及啓発等を実施し、全国の発達障害者支援センターに対する支援手法の普及や国民の理解の促進を図った。	国立障害者リハビリテーションセンター内	厚生労働省
3-(3)-23	発達障害診断待機解消事業	発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等の実施(発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業)に加え、発達障害のアセスメントの実施や、医療機関におけるアセスメントに対応できる職員の配置などにより、診断を行う医療機関の負担を軽減することで、医療機関での診療にかかる時間の短縮を図るとともに、その成果について効果検証を行う(発達障害専門医療機関初診待機解消事業)。	「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」については10自治体、「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」については10自治体がそれぞれ実施した。	令和元年度より、施策名:発達障害診断待機解消事業に変更(令和元年度新規事業の発達障害専門医療機関初診待機解消事業と統合)	厚生労働省
3-(3)-24	障害者虐待防止などに関する総合的な施策の推進	障害者虐待の未然防止や早期発見、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備等を行う。また、障害者虐待や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者の養成研修や虐待事案の未然防止のための調査研究等を行う。	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図るための都道府県等向けの予算措置を行った。また、障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県から指導的役割を担う者の参加を集い研修会を実施した。さらに、虐待事案の未然防止等に資する観点から全国の虐待発生状況等を把握するための調査研究・事例分析を行った。		厚生労働省

3-(3)-25	障害者に対する差別及びその他の権利侵害に係る人権救済及び人権相談等	全国の法務局において、法務局職員及び人権擁護委員が障害のある人に対する差別、虐待等の人権問題について、面談・電話・手紙による相談に応じている。また、障害者支援施設等の社会福祉施設等において特設の人権相談所を開設しているほか、法務省のホームページ上でもインターネットによる人権相談の受付を行っている。加えて、人権相談等を通じて、障害のある人に対する差別、虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。	引き続き全国の法務局において相談に応じるとともに、特設相談所における相談を実施した。令和3年の障害者に対する差別待遇に関する相談件数は1,367件であった。		法務省
3-(3)-26	累犯障害者等に対する地域生活定着支援等の実施	高齢・障害等により自立が困難な入所者に、福祉的支援を行うため、矯正施設に社会福祉士等を配置するもの。	91施設に社会福祉士を、10施設に精神保健福祉士を配置し、福祉的支援を実施した。		法務省
3-(3)-27	多様な被災者の意見を反映した復興の推進	障害者を含む様々な被災者に配慮した支援を推進するため、被災自治体や各地で復興に取り組んでいる方々の参考となるよう、まちづくり、仕事づくり、健康づくりなどの復興の各分野に関し、被災者を支援している事例等を収集し公表する。また、障害者支援を含む東日本大震災の被災地内の課題やニーズと、支援する側である被災地内外の多様な活動主体(NPOや企業CSR等)とのマッチング等を行う。	障害者を含む様々な被災者を支援している好事例を収集し、事例集として復興庁HP上に公開した。また、被災者支援コーディネート事業の一環として、障害者支援を含む東日本大震災の被災地内の課題やニーズと、支援する側である被災地内外の多様な活動主体(NPOや企業CSR等)とのマッチング等を行った。	男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～ https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-16/20130626164021.html	復興庁
3-(3)-28	障害福祉サービスの再構築支援	東日本大震災で甚大な被害を受けた被災地の事業所が、被災障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行う被災3県に対して、必要な費用の補助を行う。	被災3県ごとに支援拠点を設置し、障害者就労支援事業所の活動支援(業務発注の確保、流通経路の再建等)を行うために要する経費を補助した。		厚生労働省
3-(3)-29	避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置	東京電力福島第一原子力発電所事故による帰宅困難区域等に住所を有する障害福祉サービス等の利用者について、市町村が利用者負担免除を行った場合は、利用者負担相当額について補助を行う。	被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担を市町村が免除した場合、この利用者負担額に相当する経費を補助した。		厚生労働省
3-(3)-30	障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援	社会福祉施設等災害復旧費補助金において、東日本大震災を受け、被災した障害者施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を助成するもの。社会福祉施設等設備災害復旧費補助金において、東日本大震災を受け、被災した障害者施設の復旧事業とあわせ、事業再開のために必要な備品・設備等の復旧費用を補助する。	社会福祉施設等災害復旧費補助金について、令和3年福島県沖地震等からの復旧のため、12件、23,138千円を補助したほか、令和2年7月豪雨からの復旧のため、1件、18,706千円を補助している。		厚生労働省
3-(3)-31	特定援助対象者法律相談援助事業	日本司法支援センター(法テラス)において、総合法律支援法に基づき、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者・障がい者に対し、福祉機関等からの申入れに基づき、弁護士・司法書士が出張法律相談を行う特定援助対象者法律相談援助を実施する。	法テラスにおいて、789件の特定援助対象者法律相談援助を実施した。		法務省
3-(3)-32	成年後見制度	成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段であり、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき施策を推進する。	成年後見制度の概要や成年後見登記制度等について分かりやすく説明したパンフレットに加え、新たに任意後見制度に特化した広報用ポスター・リーフレットを作成し、それらを配布したほか、制度内容・手続等に関する情報を法務省ホームページから取得することができるようにするためのインターネット広告を行うなど、制度周知のための活動を実施した。また、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保のため、任意後見制度の利用者に対し、「任意後見監督人選任の申立てを促す文書の送付」と「利用状況に関する意識調査」を実施した。 成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議の取りまとめを踏まえ、市町村長申立てを円滑に行うための市町村間の調整を円滑にする方策等について、自治体に通知及び事務連絡(Q&A)を发出了。成年後見制度利用促進ポータルサイトにより制度の広報・啓発を行った。	http://www.moj.go.jp/content/001312918.pdf	法務省 厚生労働省

3-(3)-33	高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実	認知症高齢者等の配慮を要する消費者を見守るためのネットワークである消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置及び活動を促進する。	地方消費者行政強化交付金等を通じて、地方公共団体の取組を支援した。 厚生労働省(社会・援護局地域福祉課)と消費者庁(地方協力課)の連名で、地方自治体への通知「重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会制度との連携について」を送付し、地域における高齢者・障害者の消費者被害防止のため、福祉部局及び消費者部局の更なる連携の重要性を示した。 見守りネットワークの更なる設置促進をテーマに「第17回高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、各構成員からの積極的な情報発信や見守りネットワーク連絡協議会設置促進に関して各地方公共団体への働きかけを行うことなどを申し合わせた。	https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/ https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/network/ https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/#network_liaison_council	消費者庁
----------	--------------------------	---	--	---	------

3-(3)-34	消費者教育の推進	消費者教育コーディネーターの育成、配置に向けた支援を実施する。	40都道府県において消費者教育コーディネーターが配置されている(地方消費者行政の現況調査の結果)。 第4期消費者教育推進会議取りまとめ(令和3年9月)において、次期推進会議における課題として、全世代への体系的な消費者教育推進のため、消費者教育コーディネーター等の育成と実効性のある配置・運用を促進する等、体制整備を推進するための支援方策等について、引き続き検討が必要である旨を示した。		消費者庁
3-(3)-35	特殊詐欺の取締り強化、広報啓発	高齢者の被害が多いオレオレ詐欺、還付金詐欺等に対する取締活動を強力に推進する。特殊詐欺について、高齢者のみならず、その子・孫世代も含めた幅広い世代に対する広報啓発活動、関係機関等と連携した官民一体となった予防活動を推進する(再掲)。	令和3年中、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗等を中心に6,600件(前年比-824件)、2,374人(-247人)を検挙した。 「オレオレ詐欺等対策プラン」(令和元年6月犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、幅広い世代に対して発信力を有する著名な方々により結成されているオレオレ詐欺予防プロジェクトチーム(SOS47)とともに、公的機関、民間事業者等の幅広い協力を得ながら広報啓発活動を展開した。 政府広報室と連携し、視覚障害者向けの音声広報CD「明日への声」及び冊子を作成し、全国の盲学校や図書館等に配布、政府広報オンラインのウェブサイト上に掲載した。		警察庁
3-(3)-36	高齢者犯罪被害防止	特殊詐欺について、高齢者のみならず、その子・孫世代も含めた幅広い世代に対する広報啓発活動、関係機関等と連携した官民一体となった予防活動を推進する。 特殊詐欺等の犯行グループは、被害者や被害者になり得る者等が登録された名簿を利用しており、当該名簿登録者の多くは高齢者であって、今後更なる被害に遭う可能性が高いと考えられるため、捜査の過程で警察が押収したこれらの名簿をデータ化し、都道府県警察が委託したオペレーターがこれを基に電話による注意喚起を行うなどの被害防止対策を実施する。	「オレオレ詐欺等対策プラン」(令和元年6月犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、幅広い世代に対して発信力を有する著名な方々により結成されているオレオレ詐欺予防プロジェクトチーム(SOS47)とともに、公的機関、民間事業者等の幅広い協力を得ながら広報啓発活動を展開した。 また、捜査の過程で押収した名簿の登録者に対し、警察官による個別訪問や警察が民間委託したコールセンターからの電話連絡等を行い、注意喚起や具体的な予防対策等の周知を図るなどの取組を実施した。		警察庁
3-(3)-37	公的年金制度	高齢で働けなくなった時や重い障害を負ったとき、家族が亡くなったときなどに、本人や残された家族に年金を支給することで生活を保障する。	各種給付及び支援を適切に実施した。	https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000191631_00014.html	厚生労働省
3-(3)-38	年金生活者支援給付金	基礎年金を受給しながら生活をしている高齢者等で、年金を含めても所得が低い方について、年金生活者支援給付金を支給することにより、その生活の支援を図る。	各種給付及び支援を適切に実施した。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000143356_0002.html	厚生労働省
3-(3)-39	介護保険制度	加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う。	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の円滑な施行を図った。(令和3年4月施行) また、各自治体において、第8期介護保険事業計画(令和3~5年度)に基づき、要介護状態となった者が自立した日常生活を営むこと等ができるよう、介護保険制度を運営した。	https://www.mhlw.go.jp/content/000801559.pdf	厚生労働省
3-(3)-40	認知症施策(認知症施策推進大綱)の推進	認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「共生」と「予防」を柱とした総合的な認知症施策を「認知症施策推進大綱」に基づき推進する。	令和元年6月に取りまとめられた認知症施策推進大綱について、令和2年度に引き続き、関係省庁にて実施状況(令和3年6月時点)の確認を行い、必要な点検等を行った。 このうち、「認知症サポーター」の養成については1,380万人(うち、企業・職域型の認知症サポーターの養成は288万人)に達した(令和4年3月末実績)。また、大綱に基づく取組を推進するため、各都道府県が計画的に認知症施策の充実や質の向上を図るための事業を地域医療介護総合確保基金に創設した。	https://www.mhlw.go.jp/content/000522832.pdf	厚生労働省
3-(3)-41	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築事業	「地域共生社会」の実現に向け、社会福祉法に基づき、市町村における包括的な支援体制の整備等を推進する。	重層的支援体制整備事業及び重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施した。		厚生労働省
3-(3)-42	地域福祉計画の策定の支援	社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定を支援する。	福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定の支援を実施した。		厚生労働省
3-(3)-43	高齢者の居住の安定確保に関する法律	高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスが提供される賃貸住宅の認定基準等を定める。	引き続き、同法に基づいて施策を実施した。		国土交通省

3-(3)-44	高齢者が居住する住宅の設計に係る指針	高齢者が居住する住宅において、加齢に伴って心身の機能の低下が生じた場合にも、高齢者がそのまま住み続けることができるよう、一般的な住宅の設計上の配慮事項等を示す。	引き続き、同指針に基づいて施策を実施した。		国土交通省
3-(3)-45	高齢者の生活に配慮した公営住宅の供給促進	地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、高齢者世帯向公営住宅の供給を行う。	地域の実情を踏まえた地方公共団体の裁量により、高齢者世帯の入居収入基準を一定額まで引き上げることができるとともに、入居者選考において優先的に取り扱うことを引き続き可能とした。		国土交通省
3-(3)-46	UR賃貸住宅における二世帯の近居の促進	高齢者世帯等が、UR賃貸住宅に居住する親族に近居するため、UR賃貸住宅に新たに入居する世帯の家賃を減額(近居割)することにより、親族と交流援助しながら生活することを促進する。	近居割(最大5年間5%減額)を適用した契約実績6,645件であった。また、子育て世帯への近居割(最大5年間20%減額)を適用した契約実績219件であった。	https://www.ur-net.go.jp/chintai/whats/system/kinkyu/	国土交通省
3-(3)-47	高齢者の生活に配慮した公営住宅等の供給	新設されるすべての公営住宅等について、原則として段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様による建設を促進する。	公営住宅等の整備においては、中高層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行った。		国土交通省
3-(3)-48	高齢者虐待等の人権侵害の防止	全国の法務局において、法務局職員及び人権擁護委員が高齢者に対する差別、虐待等の人権問題について、面談・電話・手紙による相談に応じている。また、老人福祉施設等の社会福祉施設等において特設の人権相談所を開設しているほか、法務省のホームページ上でもインターネットによる人権相談の受付を行っている。加えて、人権相談等を通じて、高齢者に対する虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。	引き続き全国の法務局において相談に応じるとともに、特設相談所における相談を実施した。令和3年の高齢者に対する差別待遇に関する相談件数は239件であった。		法務省
3-(3)-49	高齢者の虐待防止、高齢者の養護者の支援に関する法律	市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や被虐待高齢者の保護に係る権限の付与、介護保険法又は老人福祉法に基づく適切な権限行使などについて規定し、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を実施する。	同法に基づき、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を実施した。		厚生労働省

4 障害者、高齢者等の円滑な情報の取得・利用(法第2条3号ニ)

(1)障害者、高齢者等の意思疎通手段及び情報の取得・利用手段の確保(法第8条4号)

施策番号	施策名 (法律、計画、事業等の名称)	施策の概要	令和3年度の実施状況	備考	担当省庁
4-(1)-1	放送分野における情報アクセシビリティに関する指針	本指針は、放送法第4条第2項等を踏まえ、放送分野における情報アクセシビリティの向上を図るため、字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めるもの。本指針に基づき、各放送事業者が字幕放送等の拡充を行い、総務省はその実績の調査を行う。	令和3年度字幕放送等の実績は令和4年9月頃に公表予定。	(参考) 令和2年度の字幕放送等の実績 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000282.html	総務省
4-(1)-2	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業	障害や年齢によるデジタル・ディバイドを解消するため、通信・放送分野における情報バリアフリーの推進に向けた助成を行う。	「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」のために5者、「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」のために4者へそれぞれ助成し、障害者向けICTサービスに係る民間における取組を支援した。		総務省
4-(1)-3	字幕番組・解説番組・手話番組等の制作促進	「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構が、字幕番組、解説番組、手話番組を制作する者等に対して、その制作費等の2分の1(在京キー5局の字幕番組は生放送番組に限る。)を上限として助成を行う。	122者に助成を実施した。		総務省
4-(1)-4	ウェブアクセシビリティに関する調査研究	高齢者・障害者を含む誰もが公的機関のホームページ等を利用しやすくなるよう、公的機関のウェブアクセシビリティ確保・向上に向けた取組を支援する。	国、地方公共団体等の公的機関を対象としてJIS対応状況調査及びウェブアクセシビリティ確保の取組実施状況に関するアンケート調査を実施した。		総務省
4-(1)-5	音声によらない119番通報	会話に不自由な聴覚・言語機能障害者がスマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力で119番通報を行えるシステムに関し、Net119緊急通報システムについて全国で導入すべきシステムの標準仕様を盛り込んだ「119番通報の多様化に関する検討会報告書」を平成29年3月に取りまとめ、サービス提供事業者や消防本部へ周知した。これ以降、全国の消防本部で早期導入するよう継続的に働きかけを実施し、令和3年7月1日より電話リレーサービスによる緊急通報にも対応している。	Net119緊急通報システムについて、全国への普及を促進するため、導入に係る経費について平成30年度に引き続き地方交付税措置を講じた。また、令和3年6月1日現在の全国の消防本部における導入状況及び未導入の消防本部における今後の導入予定時期を消防庁ホームページに公表した。併せて全国の消防本部に対してNet119の導入状況等を公表したことを周知するとともに、引き続きシステム導入を働きかける事務連絡を发出した。また、令和3年7月1日の電話リレーサービスによる緊急通報の開始に伴い、各都道府県に対して適切に対応いただくよう通知を发出した。	https://www.fdma.go.jp/mission/prepare/transmission/net119.html	消防庁
4-(1)-6	電話リレーサービスの実施	聴覚に障害のある方が一人で電話を掛けられるよう、手話や文字通訳を行うオペレーターを経由して相手先に掛けられるサービスを実施する。	日本財団のモデルプロジェクトの協力を得ながら、令和3年6月まで、全国7か所の聴覚障害者情報提供施設においてサービスを実施した。通訳オペレーターの養成カリキュラムについては、厚生労働科学研究費補助金を活用し、策定に向けた研究事業を実施した。「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づき、総務大臣に指定された電話リレーサービス提供機関により、令和3年7月1日から公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始された。	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_utilization/index.html https://www.soumu.go.jp/menu_saisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html	総務省 厚生労働省
4-(1)-7	コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則(JIS T0103)及びアクセシブルミーティング(JIS S0042)	平成17年に文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な人が、自分の意思や要求を相手に的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号に関する規格を「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則(JIS T0103)」として制定し、平成22年に障害のある人が会議に参加しやすいように主催者側の配慮事項を「アクセシブルミーティング(JIS S0042)」として規格を制定した。	規格は制定済みであり、WEBへの掲載、オンラインで大学での講演(日本福祉大学・早稲田大学・武蔵野美術大学、広島大学等)、関係団体や企業に対して情報提供や講演などを適宜行った。	http://www.kyoyohin.org/ja/research/japan/index.php	経済産業省
4-(1)-8	利用者向けデジタル活用支援推進事業	民間企業や地方公共団体などと連携し、高齢者等のデジタル活用についての不安の解消に向けて、オンライン行政手続等のスマートフォンの利用方法に対する助言・相談等の対応支援を行う「講習会」を、全国において実施する。	「講習会」を全国の携帯ショップ等約2,000か所で実施した。	(参考)当該施策URL https://www.digi-katsu.go.jp/	総務省

(2) その他障害者、高齢者等の円滑な情報の取得・利用に関する施策

施策番号	施策名 (法律、計画、事業等の名称)	施策の概要	令和3年度の実施状況	備考	担当省庁
4-(2)-1	障害者政策委員会インターネットオンデマンド配信	障害者政策委員会について、情報保障の観点から、会議の動画、音声、手話及び要約筆記の文字情報によりインターネットによるオンデマンド配信を一定期間行うもの。	令和3年度に開催された障害者政策委員会(全9回)において配信を実施した。	https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_jinkai/index.html	内閣府
4-(2)-2	障害者白書マルチメディアデザイン化	障害者基本法第13条に基づき、障害者のために講じた施策の概況について、毎年、政府が国会に提出することとされている「障害者白書」について、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格として用いられている情報システムである「マルチメディアデザイン」版を作成する。	令和3年版障害者白書(令和2年度障害者施策の概況)の「マルチメディアデザイン」版を作成し、内閣府ホームページに公表した。	https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r03hakusho/zenbun/gaibu/r03shougai-daisy.html	内閣府
4-(2)-3	点字ニュース即時提供事業	視覚に障害のある人が、全国の点字図書館や自宅にいながらにしてウェブ上で新聞情報等の点字データを即時に得られるネットワークを運営するもの。	視覚に障害のある者に、日刊の新聞記事や新聞には取り上げがたいテーマに関する取材等を即時的に点字や音声による媒体で提供することで、視覚に障害がある者の社会参加の促進に寄与した。		厚生労働省
4-(2)-4	視覚障害者等への情報提供	消費者教育コーディネーターの育成、配置に向けた支援や配慮を要する消費者を見守るための取組等を実施する。	40都道府県において消費者教育コーディネーターが配置されている(地方消費者行政の現況調査の結果)。第4期消費者教育推進会議取りまとめ(令和3年9月)において、次期推進会議における課題として、全世代への体系的な消費者教育推進のため、消費者教育コーディネーター等の育成と実効性のある配置・運用を促進する等、体制整備を推進するための支援方策等について、引き続き検討が必要である旨を示した。消費者庁作成の高校生向け消費者教育教材「社会への扉」について、視覚障害者への活用を促進するため、専用の音声読上げツールを引き続き提供した。また、令和3年度には、特別支援学校(高等部)向けの教材及び活用事例集を作成・公表した。年1回「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、高齢者及び障がいの消費者トラブルの動向や周りで見守る方々の取組について、情報共有し、必要に応じたフォローアップを行っている。視覚障がい者向けの音声コードを付けた「見守りガイドブック」をウェブサイト上に公表し、消費者被害防止の情報提供を行っている。		消費者庁
4-(2)-5	視覚障害情報総合ネットワーク「サビエ」	視覚に障害のある人が、全国どこにいてもインターネットを通じて点字図書や音声図書をダウンロードできるネットワークを運営するもの。	視覚等に障害のある者が、全国どこにいてもインターネットを通じて点字図書や音声図書をダウンロードし情報にアクセスできる環境を整えることにより、視覚等に障害がある者の教養の向上を図り、自立と社会参加の促進に寄与した。		厚生労働省
4-(2)-6	障害者情報ネットワーク「ノーマネット」	障害のある人が、社会参加に役立つ各種障害保健福祉関連情報の収集・提供と、情報交換を行うための支援を行うネットワークを運営するもの。	国内外の障害保健福祉関連情報に関する情報を提供することにより、障害者の保健福祉の向上及び自立と社会参加の促進に寄与した。		厚生労働省
4-(2)-7	政府広報における情報提供	障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、及び利用することができるよう、政府の重要施策等の情報を分かりやすくまとめた音声広報CD「明日への声」及び点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」を発行。なお、それぞれ全国の視覚障害者情報提供施設協会、日本盲人会連合、特別支援学校、公立図書館(都道府県、政令市、中核市、特別区立等)、地方公共団体等に配布している。	年6回、各号約4,300部を、全国3,000か所に配布した。	音声広報CD「明日への声」 https://www.gov-online.go.jp/pr/media/cd/index.html 点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」 https://www.gov-online.go.jp/pr/media/katsuji/index.html	内閣府
4-(2)-8	法務省における字幕付きDVD、点字版パンフレット等の作成	全国の検察庁や身近な施設に対し、字幕付きDVDや点字版パンフレット等の配布を行い、障害者の犯罪被害に関する情報収集の容易化を図り、犯罪被害者の保護支援のための制度を広く普及させる。	検察庁における犯罪被害者の保護・支援のための制度を分かりやすく説明したDVDについて、説明のポイントにテロップを利用しているほか、全編に字幕を付すなどしており、聴覚障害者が利用できるようにしている。また、音声コード付き犯罪被害者等向けパンフレット及び同パンフレット点字版を全国の検察庁及び点字図書館等へ配布しており、視覚障害者が利用できるようにしている。	http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji12.html	法務省
4-(2)-9	手話能力者育成のための手話講習会実施	部外講師による講習等を通じて、聴覚に障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解の深化を推進し、手話技能等を有する職員の育成を図る。	警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、有識者、障害当事者による講話や手話の実技研修を実施するなど、聴覚に障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行った。		警察庁

4-(2)-10	運転免許保有者等に対する各種講習用映像資料の制作	運転免許に係る各種講習において、交通安全に関する必要な知識等に関する映像を受講者に視聴させることにより、安全な運転を実践させ、交通事故の防止を図ることを目的として各種講習用映像資料を制作する。	手話、日本語ルビ入り字幕又は外国語字幕が挿入された高齢者講習用映像資料を制作し、高齢者講習の際などに活用するため、各都道府県警察に配布した。		警察庁
4-(2)-11	日本映画製作支援事業	聴覚や視覚に障害のある方々に、より多くの映画を鑑賞していただく場を提供する趣旨から、映画のバリアフリー字幕や音声ガイド制作に対して、支援を実施する。	製作を支援した全36作品中、バリアフリー字幕制作については18作品、音声ガイド制作については14作品に支援を実施した。		文部科学省

5 障害者、高齢者等に利用しやすい施設・製品等(法第2条3号ホ)

(1)施設・製品の普及及びそのための調査研究、技術開発、成果の普及等(法第11条)

施策番号	施策名 (法律、計画、事業等の名称)	施策の概要	令和3年度の実施状況	備考	担当省庁
5-(1)-1	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律	「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」(平成5年法律第38号)は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の自立の促進並びにこれらの者の介護を行う者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、もってこれらの者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資することを目的(第1条)として制定された法律である。	同法に基づき、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や、研究開発及び普及のために必要な情報の収集・分析及び提供を実施した。		厚生労働省 経済産業省
5-(1)-2	課題解決型福祉用具実用化開発支援事業	「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」(平成5年法律第38号)に基づき、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や、研究開発及び普及のために必要な情報の収集・分析及び提供を実施する。	助成事業の実施テーマ件数として新規1件の事業を採択した。		経済産業省
5-(1)-3	福祉機器開発普及等事業	福祉機器のニーズと技術シーズの適切な連携を促進することにより、身体障害者等の福祉の向上に資することを目的とした事業を実施する。	「福祉用具ニーズ情報収集・提供システム」を運用し、福祉機器のニーズと技術シーズの適切な情報連携を図った。		厚生労働省
5-(1)-4	介護ロボット開発等加速化事業	介護現場のニーズをふまえた介護ロボット等の開発・普及について、介護ロボット開発等加速化事業を実施し、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築、必要な支援を行うことにより加速化を図る。	令和2年度に構築した、①介護施設等(ニーズ側)・開発企業等(シーズ側)の一元的相談窓口、②リビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなる介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームについて、令和3年度は相談窓口(全国14か所)・リビングラボ(全国8か所)の増設を行い、継続して取り組むことにより介護ロボットの開発・普及の加速化を図った。	https://www.kaigo-pf.com/	厚生労働省
5-(1)-5	ロボット介護機器開発等推進事業	厚生労働省と連携して策定した重点分野について、介護現場のニーズに基づいた自立支援等に資するロボット介護機器の開発支援(ロボット介護機器の開発費補助)を実施する。また安全なロボット介護機器開発を促進するための安全基準ガイドラインの策定のほか、海外展開促進のため、欧州医療機器規則を参考に臨床評価ガイダンス等を策定する。さらに、これまでの開発成果を普及し、安全な機器開発及び施設での活用を促進する。	厚生労働省と連携して策定した重点分野に基づき、ロボット介護機器開発補助件数として新規に8件、環境整備委託件数として3件を採択した。		経済産業省
5-(1)-6	障害者自立支援機器等開発促進事業	障害者の自立や社会参加の促進の観点から、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングを図りながら、開発を行う企業等が障害者と連携して開発する取組に補助を行い、支援機器の製品化・普及を図る。	開発企業等から公募し、審査委員会等を経て採択事業を決定した。		厚生労働省
5-(1)-7	安全運転サポート車の普及啓発	高齢運転者による痛ましい交通事故を踏まえ、衝突被害軽減ブレーキなどの先進安全技術を搭載した「安全運転サポート車(サボカー・サボカーS)」の普及啓発に取り組む。	新車に搭載されている衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い急発進抑制装置並びに既販車に取り付ける後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置について性能を認定し、随時認定結果を公表している。 令和3年11月以降の新型生産車より、衝突被害軽減ブレーキの装着を順次義務付けた。 65歳以上の高齢者を対象に、対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載した安全運転サポート車の購入等を補助するサボカー補助金を令和3年11月まで実施し、139.2万円の導入を支援した。(3月31日時点) 高齢運転者等に対してサボカーの機能等を分かりやすく伝えるため、サボカーのポータルサイトや広報動画等を活用して、後付け装置も含めたサボカーの普及啓発に取り組んだ。	https://www.safety-support-car.go.jp/	経済産業省 国土交通省

5-(1)-8	信号情報活用運転支援システム、高度道路交通システムに関するサービス展開	ETC2.0について、全国の高速道路上に設置された路側機を活用し、広域的な渋滞情報の提供や、カーブ先の見えない渋滞といった危険な状況の注意喚起など、交通の円滑化と安全に向けた取組を進める。 高齢者等が安全で快適に移動できるよう、最先端の情報通信技術等を用いて、運転者に周辺の交通状況や信号灯火に関する情報等を提供することで注意を促し、ゆとりをもった運転ができる環境を作り出す信号情報活用運転支援システム(TSPS)のサービス展開を実施する。また、高齢者等の安全な横断を支援するため、Bluetoothを活用し、スマートフォン等に対して歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォン等の操作により青信号の延長を可能とする歩行者等支援情報通信システム(高度化PICS)の整備を実施する。	道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供するETC2.0等の整備・拡充を図ったほか、ETC2.0の普及促進を行った。 信号情報活用運転支援システム(TSPS)に関するサービス展開を実施するとともに、高度化PICSの整備を実施した。	http://www.mlit.go.jp/road/ITS/j.html/pdf/etc2gaiyou.pdf	国土交通省 警察庁
5-(1)-9	自動運転移動サービスの実験、実装	高齢化が進む中山間地域において、人流・物流を確保するため、道の駅等を拠点とした自動運転移動サービスの社会実装に向けた取組を推進する。	道の駅等を拠点とした自動運転サービスについては、令和3年4月に滋賀県の道の駅「奥永源寺溪流の里」、同年7月に福岡県の「みやま市山川支所」、同年10月に鳥根県の道の駅「赤来高原」において本格導入した。	https://www.mlit.go.jp/road/ITS/j.html/automated-driving-FOT/index.html	国土交通省
5-(1)-10	無人自動運転移動サービス	無人自動運転移動サービスについては、当面は遠隔型自動運転システムを使用した現在の実証実験の枠組みを事業化の際にも利用可能とすることとされているところ、引き続き、公道実証実験の安全な推進を支援する。	遠隔型自動運転システム及び手動による運転時は通常のハンドル・ブレーキと異なる特別な装置で操作する自動車の公道実証実験の実施に当たっては、都道府県警察が協議に参画するなど、引き続き、関係機関が連携して公道実証実験の安全な推進を支援した。		警察庁
5-(1)-11	高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究	認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進を目指した研究を実施する。	全国規模で認知症の実態を把握し、早期診断・治療や根本的治療薬の開発への貢献が期待されるコホート研究の構築を進めた。 アルツハイマー型認知症前臨床期を主な対象とする治験対応コホートにおいては、ウェブスタディに7,540名、オンサイト研究に333名の研究参加が得られた。 さらに日本人の認知症ゲノムデータ基盤整備とともに認知症の診断に資するバイオマーカー開発に向けた取組を推進した。		厚生労働省
5-(1)-12	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業	障害や年齢によるデジタル・ディバイドを解消するため、通信・放送分野における情報バリアフリーの推進に向けた助成を行う。	「身体障害者向け通信・放送業務の提供・開発等の推進」のために5者、「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」のために4者へそれぞれ助成し、障害者向けICTサービスに係る民間における取組を支援した。	4-(1)-2再掲	総務省
5-(1)-13	日常生活製品等のユニバーサルデザインに関する標準化の推進	高齢者や障害のある人々の利便性に配慮した標準化の推進のため、平成15年に制定したJIS Z8071(高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針)をはじめ、アクセシブルデザインに関するJIS規格を制定した。Z8071は平成29年に「規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針」として改正しユニバーサルデザイン化の推進を行っている。	規格は制定済みであり、冊子の作成、WEBへの掲載、小学校及び大学(日本福祉大学、早稲田大学・武蔵野美術大学、広島大学等)での授業及びオンライン等での講演、関係団体での講演(適宜)、セミナー、シンポジウムを開催した。	http://www.kyoyohin.org/ja/research/japan/index.php	経済産業省
5-(1)-14	AMED障害者対策総合研究開発事業	AMEDの実施する障害者対策総合研究開発事業を活用した研究を実施する。	視覚障害者への情報通信技術機器普及を目的とした実用的指導マニュアルを作成した。		厚生労働省

ユニバーサル社会推進会議の開催について

平成 31 年 1 月 25 日
関係省庁申合せ

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 100 号）第 13 条の規定に基づき、関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

1．組織

- （1）推進会議は、別紙に掲げる者をもって構成する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- （2）推進会議に議長を置く。議長は、内閣府の副大臣をもって充てる。
- （3）議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の省庁や関係団体等に出席を要請することができる。

2．幹事会

推進会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員のうち、推進会議において別途定める官職にある者とする。

3．庶務

推進会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

4．雑則

前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、議長が定める。

ユニバーサル社会推進会議構成員

共生社会政策、消費者及び食品安全を担当する内閣府副大臣（議長）

オリンピック・パラリンピックを担当する内閣府大臣政務官

防災を担当する内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

総務大臣政務官

法務大臣政務官

外務大臣政務官

文部科学大臣政務官

厚生労働大臣政務官

農林水産大臣政務官

経済産業大臣政務官

国土交通大臣政務官

環境大臣政務官

警察庁長官官房長